

任意後見契約は解除することもできます

1. ご本人の判断能力がある場合(任意後見監督人が選任される前)

①両当事者による合意解除

両当事者が、公証人の面前で合意解除の意思表示を記載した書面に署名・押印し、公証人の認証を受けます。さらに、認証を受けた書面を添付して東京法務局に終了登記申請をします。

②一方の当事者による解除

一方の当事者が、内容証明郵便の様式に契約を解除する旨を記載し、公証人の面前で署名・押印し、公証人の認証を受けて配達証明付内容証明郵便で相手方に送ります。

さらに、内容証明郵便の謄本及び配達証明を添付して東京法務局に終了登記申請をします。

2. ご本人が判断能力を欠く場合(任意後見監督人が選任された後)

正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を受けて契約を解除することができます。

◆ 任意後見契約の代理権の例

- ・ 土地、建物、預貯金、動産等全ての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- ・ 金融機関、証券会社、保険会社等との全ての取引に関する事項
- ・ 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する事項
- ・ 生活に必要な送金、物品の購入、代金の支払、その他日常関連取引(契約の変更、解除を含む。)に関する事項
- ・ 医療契約、入院契約、介護契約、その他の関連福祉サービス利用契約に関する事項
- ・ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求に関する事項
- ・ 登記済権利証、預貯金通帳、有価証券又はその預り証、印鑑、印鑑登録カード、個人番号カード、各種カード、年金関係書類等の保管及び各事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- ・ 居住用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
- ・ 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
- ・ 遺産分割の協議、遺留分減殺、相続放棄、限定承認に関する事項 など

◆ 同意を要する特約の例

重要な取引については、任意後見監督人の同意を要する旨を定めることができます。

乙(任意後見人)は、甲(本人)が所有する不動産及び重要な動産に関する次の処分行為は、任意後見監督人の同意が得られた場合に限りすることができる。

- 1 第三者に売却して換金する行為
- 2 担保に差し入れて金銭を借り入れる行為
- 3 その他の処分行為

お 气 軽 に ご 相 談 下 さ い

一般社団法人 北海道成年後見支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館内
電話: 011-210-0650 FAX: 011-281-4138

山本康夫行政書士事務所

〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条2丁目5-17



備えて安心「任意後見契約」



成年後見?

成年後見制度とは、認知症、精神障がい、知的障がい等によって判断能力が不十分な方の財産管理などの支援を行う制度です。

法定後見

すでに判断能力が低下している方のために家庭裁判所が成年後見人等を選任します。



いつ、誰が裁判所に申し立てる?

親族が遠方に住んでいて判断能力の低下に気付かない、申立て手続きが行えないなどの問題によって、後見開始のタイミングを逃す可能性があります。

希望どおりの後見人が選任される?

申立て時に後見人等の候補者を記載することができますが、家庭裁判所が希望どおりの方を選任してくれるとは限りません。

成年後見人等の報酬額は?

家庭裁判所が報酬額を決定し、ご本人の財産から支払われます。

任意後見契約

後見が必要となった場合に備えて、あらかじめ後見人等を決めておく契約です。



後見人を自分で決められる

後見人を任せたい方を自分で決めて契約するので安心!



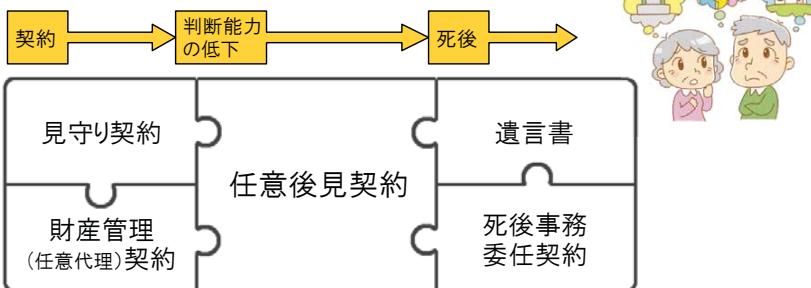
任せる事務(代理権)の範囲も決められる

任意後見人に行つてもらいたい事務の内容を契約によって定められます。また、任意後見人の報酬などもあらかじめ定めておくことができます。

「見守り契約」とセットで、後見開始のタイミングを逃さない

定期的な訪問等によって判断能力の低下を見逃がさず、迅速に任意後見を開始することで途切れのない支援することができます。

併せて備えておくと より安心



見守り契約

定期的な訪問や電話による見守りをお願いする契約です。



● 判断能力の低下を早期発見

体調の変化や認知症等の兆候に早期に気付くことで、任意後見への移行のタイミングを逃さないようにすることができます。

● 詐欺・悪徳商法等の被害防止にも

一人暮らしの高齢者を狙った犯罪の被害防止も期待できます。

財産管理委任（任意代理）契約



預貯金等の財産管理や各種支払い等を委任する契約です。

● 身体的な事情のみでも利用可能

成年後見制度は、判断能力が低下した方を対象としています。

財産管理契約では身体的な理由のみでも委任することができます。

※ ただし、手続きを代理する都度、委任状が必要になることがあります。

遺言書

財産の分け方を決めるなど、法的に効力のある意思表示の方法です。

● 公正証書で作成するのがおすすめ

遺言書は自筆でも作成できますが、法律のルールに従わざ不備があった場合は無効になってしまうことがあります。

公証人に法的にしっかりした遺言書を作成してもらうと安心です。



死後事務委任契約

万一の時に備え、葬儀などの希望を実現してもらうための契約です。

● 遺言書では書けない葬儀・遺品整理などもカバー

遺言書は、記載できる内容が法律で決まっています。死後事務委任契約では、葬儀や遺品整理などについてあらかじめお願いしておくことができます。

任意後見契約の流れ

準備

- 後見人になる方を決めましょう**
親族でも専門家でも構いません。信頼できる方にお願いしましょう。
- 任せる事務（代理権）の内容を決めましょう**
・通常の代理権～現金・預貯金の管理、各種支払い、介護の契約等
・同意を要する特約～重要な取引は任意後見監督人の同意を要する等
- 任意後見人の報酬を決めましょう**
報酬については当事者間で決めます。無報酬とすることも可能です。



契約締結

- 公証人役場で契約書を作成（公正証書）**
必要書類～【委任者】戸籍謄本・住民票、印鑑証明書、実印
【受任者】住民票、印鑑証明書、実印【手数料】約2万円
- 任意後見契約について登記されます**



《《 判断能力の低下 》》 認知症？

任意後見開始の申立て

- 医師に診断書を作成してもらいましょう**
- 家庭裁判所に申立てましょう**
申立てができる方～任意後見受任者、配偶者、四親等内の親族など
必要書類～申立書、財産目録、診断書、任意後見契約公正証書、
ご本人の戸籍謄本・登記事項証明書、財産に関する資料等
費用～申立手数料800円、登記手数料・郵便切手 約5,000円



任意後見の開始

- 任意後見監督人が選任されます**
任意後見監督人は、任意後見人の事務が適正に行われるよう監督します。
※ 任意後見監督人に対しても、家庭裁判所が決定する金額の報酬が発生します。
- 任意後見について登記されます**
後見事務を開始します。登記事項証明書は代理権の証明に使用します。



任意後見の終了

ご本人の判断能力の回復 又は 死亡、契約解除などによって終了します。